

令和5年第4回(12月)大磯町議会定例会

議案第54号説明資料

令和5年11月30日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～4
新旧対照表	-----	5～7

町民課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に公布されました。

その後、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日に公布されました。

これに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置

ア 減額対象者

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）

イ 減額内容

出産被保険者に係る国民健康保険税（①所得割額及び②均等割額）の出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間を減額します。

多胎妊娠の場合は、国民健康保険税（所得割額及び均等割額）の出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間を減額します。

【産前産後期間に係る国民健康保険税の年間の支払額（納付額）】

出産被保険者に係る軽減される国民健康保険税は、次の①+②の合算額となります。

①出産被保険者一人当たりの所得割額

所得割額の出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間を減額します。

②出産被保険者一人当たりの均等割額

※単体妊娠の場合

※均等割額は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額。

○ 現行

世帯区分	A均等割額	B低所得者世帯に係る軽減額	C軽減後の額 (A-B)
7割軽減	49,500円	34,650円	14,850円
5割軽減		24,750円	24,750円
2割軽減		9,900円	39,600円
軽減なし		0円	49,500円



○ 改正後

世帯区分	a均等割額	b低所得者世帯に係る軽減額	c出産被保険者に係る軽減額	d軽減後の額 (a-b-c)
7割軽減	49,500円	34,650円	4,950円	9,900円
5割軽減		24,750円	8,250円	16,500円
2割軽減		9,900円	13,200円	26,400円
軽減なし		0円	16,500円	33,000円

(2) 施行日

令和6年1月1日から施行します。

(3) 経過措置

改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

なお、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

○ 改正資料

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 一部抜粋 【令和5年5月19日公布】

第5条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第703条の5第3項関係

- 3 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 一部抜粋

【令和5年7月20日公布】

第3条 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部を次のように改正する。

第56条の89第4項関係

- 4 法第703条の5第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 減額は、所得割額（納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）につき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき算定した被保険者均等割額（第二項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。同号において同じ。）について行うこと。
- 二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（総務省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額とすること。

改正案	現行
<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 省略 2 省略</p>	<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 省略 2 省略</p>
<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 省略 2 省略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を</p>	<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 省略 2 省略</p>

乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12
分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属
する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均
等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保
 険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合に
 つては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該
 出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて
 得た額

第22条の2～第24条の2 省略

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属
する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければ
ならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続におけ
る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第
5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添
えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と
当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前

第22条の2～第24条の2 省略

改正案

4 から行うことができる。
4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第25条～第27条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現行

第25条～第27条 省略